

随意契約理由

令和5年(2023年)6月2日

契約担当課名	教育センター
発注担当課名	教育センター
契約名称	教員用タブレット端末一式 (LTE モデル)
契約内容	教員用タブレット端末一式 (LTE モデル) の購入
契約締結日 及び契約期間	令和5年(2023年)6月2日 令和5年(2023年)6月2日～令和5年(2023年)8月31日
契約の相手方 (所在地・名称)	株式会社内田洋行 大阪支店 大阪府中央区和泉町 2-2-2
契約金額	12,146,200 円
随意契約理由	<p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)</p> <p>本件は、教員が授業等で使用するタブレットを調達するものです。当該タブレット端末を各教室や校外学習で利用するためには、SIMカードの挿入・設定作業、既存の学習系ネットワークに接続するための作業や各種ソフトウェアの設定が必須であり、既存の児童生徒用タブレット端末と同様の設計が求められます。</p> <p>本市の既存タブレットの設計・導入、学校ネットワークの構築及び運用保守については、株式会社内田洋行大阪支店（以下「同社」とします。）が行っており、本市独自の機器設定を熟知している同社以外が作業することは不可能です。また、同社がタブレット端末の設定を行い、既存の端末とあわせて一元的に管理することにより、障害発生時の迅速な対応や適正な資産管理が見込めます。</p> <p>そのため、同社と随意契約の締結を行うものです。</p>